

### 1. 趣旨

本指針は、みなとみらい21地区街づくり基本協定第7条第5項の細則を定めるものである。

みなとみらい21地区は、計画的に開発されるアクティブな新都心であり、様々な駐車需要に対して、柔軟な対応方法を考慮する必要がある。また、街づくり基本協定第7条第5項に記されているように、路上駐車等で街の環境を阻害してはならない。

このため、地域全体で駐車場の有効利用を図り、駐車需要の変動への対応力を高めることが必要であり、そのソフト的な施策として、駐車場の共同利用化を行うこととする。

### 2. 駐車場共同利用化の考え方

みなとみらい21地区における駐車場の整備は、駐車場需要と駐車場建設の経済性を踏まえて整備してきた。

さらに、個別建物において、需要日変動の駐車場間調整および施設用途間の融通利用によって、地域全体における利便性の向上、運用の改善および駐車空間の有効利用を図ることとする。

### 3. 駐車場共同利用化の推進事項

#### (1)ビル駐車場の運用形態における一時預かり枠の拡大推進

共同利用化を推進するために、一般市街地の場合よりも一時預かりに利用できる割合を高くすることとする。

目安としては、収容台数の約1/2を一時預かりとする。なお、月極め・専用需要の多い建物では、約1/3を一時預かりとし、約1/3を車室を固定しないで空いているときには一時預かりに流用できることとする。

ただし、街区開発の機能上、やむを得ないと判断される場合は、この限りではない。

#### (2)ビル駐車場の休日営業の推進

休日には、業務ビル等の駐車場は通常空きがあるのに対して、商業系等では駐車需要が集中することが予想される。

このため、地域の駐車場の有効利用を図るため、業務ビル等でも休日に駐車場を営業することを原則とする。

#### (3)駐車料金に対する配慮

駐車料金は、共同利用化において利用者が混乱しないよう配慮することとする。

#### (4)24時間営業

先端的な新都心に必須なこととして、街区開発の機能および街の成熟度に合わせて、駐車場の24時間営業体制について配慮する。

#### (5)隔地駐車場（敷地外駐車場）の設置

都市景観の向上や歩行者の環境に配慮する手法のひとつとして、既存の空き駐車場の有効活用や駐車場の集約化等により、附置義務駐車台数について、隔地駐車場（敷地外駐車場）の設置を認めることとする。

### 4. 街の成熟度に合わせて検討される項目

下記の内容については、街の成熟度に合わせて、別途に協議して推進するものとする。

- 駐車場案内システム
- 地区内共通割引制度
- カードシステム
- その他

以上